

答申情第220号
令和8年5月7日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年8月14日付け産地第58号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

支出負担の起案の文書一式に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第394号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月28日に、処分庁（担当部署 産業観光局地域企業振興室）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、『地域企業イノベーション推進室が保有する令和元年9月2日付け起案「(支出負担) 令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金(活性化教育事業)の交付について(京都たばこ商業協同組合)」と題する添付文書回議票の一式』の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として『令和元年9月2日付け起案「(支出負担) 令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金(活性化教育事業)の交付について(京都たばこ商業協同組合)」の添付文書回議票一式』（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年4月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第4号に該当

法人の印影については、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第3号及び第4号に該当）。

組合員等の氏名及び生年月日については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人を識別することができるものであるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

組合員等の印影については、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公開することにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第7条第1号及び第4号に該当）。

定款については、登記記載事項に係るもの及び一般に協同組合の定款に記載される事項の名称を示す章ごとの表題部分を除き、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため（条例第7条第3号に該当）。

理事会の議事録については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため（条例第7条第3号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和7年7月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「理事会の議事録」を非公開とした部分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、京都たばこ商業協同組合（以下、本件組合）からの「令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金（活性化教育事業）」の申請に対し、交付決定を行うための決裁回付書類一式である。

本件審査請求に係る文書は、本件公文書のうち、補助金交付申請書の添付文書の一つとして提出されていた、本件組合の理事会の議事録である。

(2) 条例第7条第3号に該当することについて

本件組合の理事会の議事録は、本件組合の意思決定態様及び結論を証するものであり、法人の事業活動を行う上での内部管理情報であるから、公にすることにより本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

審査請求人は、理事会の議事録は条例第7条第3号に該当しないとしたうえで、『特に議題「補助金関連」について「可決」されたからこそ、申請書が提出された経緯があることからすると、議事録の全てを非公開とするのは不当』『また「美化活動実施の件」も「可決」された。このような情報を公開しても、京都たばこ商業協同組合の利益は害されない』と主張している。

本件処分において、本件公文書に含まれる理事会の議事録については議題を含め一切の内容を公開していないため、上記主張がなされた理由は不明であるが、審査請求人の主張にあるように、本件公文書が「令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金（活性化教育事業）」の申請書の添付書類であることから、理事会の議題に同補助金の申請に関連する内容が含まれると容易に推察できる。したがって、同補助金の申請に関連する議題の題名と結論については、公開する。

また、理事会の日時、場所、出席理事の数などの事実や、定型的な議題、各議案の号数及び可否については、法人の事業活動を行う上での内部管理情報とまではいえないため、公開する。

しかしながら、その他の部分については、前述のとおり、条例第7条第3号に該当する。

(3) 以上のとおり、理事会の日時、場所、出席理事の数などの事実や、定型的な議題、各議案の号数及び可否に加え、令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金（活性化教育事業）の申請に関連する議題の題名と結論については公開するが、その他の部分については非公開とすることに違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 理事会の議事録の公開を求める。

(2) 理事会の議事録は条例第7条第3号に該当しない。

特に議題「補助金関連」について「可決」されたからこそ、申請書が提出された経緯があること

からすると、議事録の全てを非公開とするのは不当。また「美化活動実施の件」の「可決」された。このような情報を公開しても、京都たばこ商業協同組合の利益は害されない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

本件公文書は、本件組合からの「令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金（活性化教育事業）」の申請に対し、交付決定を行うための決裁回付書類一式であり、そのうち本件審査請求の争点とされている文書は、補助金交付申請書の添付文書の一つとして提出されていた本件組合の理事会の議事録である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、理事会の議事録に係る非公開部分のうち、条例第7条第3号に該当するとして非公開にされている部分について公開を求めている。この点、処分庁は、本件審査請求を受け、非公開部分のうち次の部分について公開に改めると判断しているとのことであるから、当審議会としてはその余の部分（以下「本件非公開部分」という。）についての処分の妥当性について検討する。

ア 理事会の日時、場所、出席理事の数などの事実

イ 定型的な議題及び令和元年度京都市商店街等競争力強化事業補助金に係る議題

ウ 各議案の号数及び可否

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 処分庁は、本件組合の理事会の議事録は、本件組合の意思決定態様及び結論を証するものであり、事業活動を行う上での内部管理情報であるから、本件非公開部分については、公にすることにより本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると主張する。

ウ 一方、審査請求人は、条例第7条第3号に該当しないと主張する。

エ 当審議会において理事会の議事録を見分したところ、議題ごとに、説明された内容、意見及びそれに対する回答、理事会としての方針や結論などが記録されていることが確認された。

その内容は、単に議題と議事経過を記録するに留まらず、決議に至る経緯がわかる内容となっており、本件組合が活動を行う上での内部管理情報に当たると認められる。

したがって、当審議会としては、本件非公開部分について、条例第7条第3号に該当するものとした処分庁の判断は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	8月14日	諮問
	9月12日	諮問庁からの弁明書の提出
令和8年	3月27日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第11回会議）
	5月 7日	審議（令和8年度第1回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 北村 和生）